

議第83号

平成26年度滋賀県工業用水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成26年度滋賀県の工業用水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入および支出)

第2条 収益的収入および支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 工業用水道事業収益		千円 1,347,500	千円 △ 34,464	千円 1,313,036
	1 営業収益	1,165,562	16,480	1,182,042
	2 営業外収益	181,938	△ 50,944	130,994

支出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 工業用水道事業費用		千円 1,137,300	千円 △ 15,290	千円 1,122,010
	1 営業費用	973,071	8,438	981,509
	2 営業外費用	144,819	△ 57,101	87,718
	3 特別損失	19,410	33,373	52,783

(資本的収入および支出)

第3条 資本的収入および支出の予定額を、次のとおり補正する。

(補正後の資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 201,455千円は、減債積立金 184,843千円、過年度分損益勘定留保資金15,466千円ならびに消費税および地方消費税資本的収支調整額 1,146千円で補填するものとする。)

収入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 資本的収入		千円 265,400	千円 △ 159,444	千円 105,956

	1 諸 収 入	265,400	△ 159,444	105,956
--	---------	---------	-----------	---------

支 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 資 本 的 支 出		千円 418,800	千円 △ 111,389	千円 307,411
	1 建 設 改 良 費	319,857	△ 200,174	119,683
	2 企 業 債 償 還 金	95,707	89,136	184,843
	3 固 定 資 産 購 入 費	3,236	△ 351	2,885

(債務負担行為)

第4条 債務負担行為をすることができる期間および限度額を、次のとおり補正する。

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
南部工業用水道建設事業 〔滋賀竜王工業団地〕 〔配水管工事〕	平 成 27 年 度	253,000千円	平成27年度から 平成28年度まで	263,000千円
南部工業用水道改良事業 (甲西幹線配水管工事)	平 成 27 年 度	174,600千円	平成27年度から 平成28年度まで	239,600千円
南部工業用水道受託事業 (竜王町上下水道工事)	平 成 27 年 度	86,000千円	平成27年度から 平成28年度まで	216,000千円

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第5条 議会の議決を経なければ流用することができない経費の金額を、次のとおり補正する。

科 目	補正前の額	補 正 額	計
職 員 給 与 費	千円 161,497	千円 5,205	千円 166,702

上記の議案を提出する。

平成27年3月10日

滋賀県知事 三 日 月 大 造